（様式３）

１－①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	□ 施工体制が適切である	□ 施工体制がほぼ適切である	□ 他の項目に該当しない	□ 施工体制がやや不備である	□ 施工体制が不備である

「評価対象項目」

□ □ 作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。
□ □ 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後１０日以内に行われている。
□ □ 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。
□ □ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
□ □ 請負代金内訳書が契約後２１日以内に提出されている。
□ □ 施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。
□ □ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。
□ □ 緊急指示等に対する対応が速やかである。
□ □ 施工体制一般について、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他（　　）

□ 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。

上記該当があれば・・・・e

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	□ 技術者が適切に配置されている	□ 技術者がほぼ適切に配置されている	□ 他の項目に該当しない	□ 技術者の配置がやや不備である	□ 技術者の配置が不備である

「評価対象項目」

□ □ 現場代理人として、工事全体の把握ができている。
□ □ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。
□ □ 書類整理、資料整理が適切に処理されている。
□ □ 施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。
□ □ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
□ □ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
□ □ 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。
□ □ 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。
□ □ 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。
□ □ 作業主任者を選任し、適切に配置している。
□ □ 専門技術者を選任し、配置している。
□ □ 配置技術者について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他（　　）

□ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。
□ 専門技術者が配置されていない。

上記該当が１項目でもあれば・・・・d
上記該当が２項目あれば・・・・・・e

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅰ．施工管理</td><td>□ 施工管理が適切である</td><td>□ 施工管理がほぼ適切である</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 施工管理がやや不備である</td><td>□ 施工管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □ 工事請負契約書約款または契約書１９条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。
□ □ 施工計画書と現場施工方法が一致している。
□ □ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。
□ □ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
□ □ 工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。
□ □ 品質確保のための対策が見られる。
□ □ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。
□ □ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。
□ □ 現場内での整理整頓が日常的になされている。
□ □ 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。
□ □ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。
□ □ 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。
□ □ 立会確認等の手続きが適時、的確になされている。
□ □ 工事記録の整備が適時、的確になされている。
□ □ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。
□ □ 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。
□ □ 施工管理について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他（　　）

□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。
□ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。
□ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。
□ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。

上記該当が１項目でもあれば・・・・d
上記該当が２項目以上あれば・・・・e

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ．工程管理</td><td>□ 工程管理が適切である</td><td>□ 工程管理がほぼ適切である</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 工程管理がやや不備である</td><td>□ 工程管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="5">「評価対象項目」
□ □ フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。
□ □ 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。
□ □ 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。
□ □ 休日の確保を行っている。
□ □ 工程表の内容が検討され充実している。
□ □ 夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。
□ □ 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。
□ □ 工程管理について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他（　　）

□ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d

□ 受注者の責により工期内に完成させなかった。
（但し、改善指示による場合を除く）

上記該当があれば・・・e

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

（様式３）

１－③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅲ. 安全対策</td><td>□ 安全対策を適切に行った</td><td>□ 安全対策をほぼ適切に行った</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 安全対策がやや不備であった</td><td>□ 安全対策が不備であった</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、１回／月以上活動し、記録が整備されている。
□ □ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。
□ □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
□ □ 安全教育・訓練等を半日／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。
□ □ 安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録が整備されている。
□ □ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。
□ □ 安全管理の臨機の措置を行った。
□ □ 過積載防止に積極的に取り組んでいる。
□ □ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。
□ □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
□ □ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□ □ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□ □ 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。
□ □ 安全対策について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>Ⅳ. 対外関係</td><td>□ 対外関係が適切であった</td><td>□ 対外関係がほぼ適切であった</td><td>□ 他の項目に該当しない</td><td>□ 対外関係がやや不備であった</td><td>□ 対外関係が不備であった</td></tr>
<tr><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □ 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。
□ □ 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。
□ □ 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。
□ □ 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。
□ □ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
□ □ 対外関係について、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ □ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。
□ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った。

上記該当が１項目でもあれば・・・d</td><td>□ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－④－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅰ．出来形
土木工事</td><td>□ 出来形管理が適切である。</td><td>□ 出来形管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□　出来形管理がやや不備である。</td><td>□ 出来形管理が不備である。</td></tr>
<tr><td>出来形管理の測定値が10点以上ある場合、測定値の規格値に対する、ばらつきを基に判定する。</td><td colspan="3">○ a 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。
○ b 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。
○ c 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a.bに該当しない。
○ d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。

○ e 契約書18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td><td>□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□契約書18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td>出来形の測定箇所数等が少量（10点未満）で、その測定値のばらつきだけでの確認では不十分な工事については、「評価対象項目」で評価する。</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。
□□不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□□社内の管理基準に基づき管理している。
□□施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□□設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□□その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

１－④－２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	建築工事	「評価対象項目」 □ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □ □ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □ □ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 □ □ 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足している。 □ □ 出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足している。 □ □ その他(　　) **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－④－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	機械設備工事（プラント）	「評価対象項目」 □□据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 □□出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □□自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 □□設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □□塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □□溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □□自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □□写真管理基準の管理項目を満足している。 □□分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □□出来形（製品含む）の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足している。 □□出来形（製品含む）の性能、機能が設計値（設計図書）を満足している。 □□据付基礎ボルトの施工が適切である。 □□基礎の施工（鉄筋、かぶり、仕上げ）が仕様を満足している。 □□その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d			□監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－④－４

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

（補助監督職員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□　出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	電気設備工事（プラント）	「評価対象項目」 □ □出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。 □ □出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □ □自社の写真管理基準等を設定し、適切に管理している。 □ □出来形（製品含む）の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足している。 □ □出来形（製品含む）の性能、機能が設計値（設計図書）を満足している。 □ □設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □ □設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図面どおりに施工されている。 □ □配管及び配線が設計図書又は承諾図面どおりに敷設されている。 □ □行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。 □ □配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

１－④－５

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>□ 出来形管理が適切である。</td><td>□ 出来形管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□　出来形管理がやや不備である。</td><td>□ 出来形管理が不備である。</td></tr>
<tr><td></td><td>建築機械
設備工事
（下水道用建築設備）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□ □出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。
□ □出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□ □施工計画書に示された施工管理基準に沿った施工管理が実施されている。
□ □写真管理基準の管理項目を満足している。
□ □出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。
□ □出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。
□ □解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。
□ □その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－④－６

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

（補助監督職員）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□　出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
	建築電気設備工事（下水道用建築設備）	「評価対象項目」 □□出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。 □□出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □□自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □□写真管理基準の管理項目を満足している。 □□出来形（製品含む）の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足している。 □□出来形（製品含む）の性能、機能が設計値（設計図書）を満足している。 □□施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □□解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □□その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d ①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

１－⑤

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 総合	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。又は、品質管理が適切である。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。又は、品質管理がほぼ適切である。	□ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、品質管理項目がない工事。及び、他の項目に該当しない。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。又は、品質がやや不備である。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。又は、品質が不備である。
		◉ 土木工事 ○ 建築工事（新築） ○ 建築工事（改修） ○ 電気設備工事（建築） ○ 給排水衛生冷暖房工事 ○ 建築工事（畳） ○ 建築工事（解体） ○ 建築工事（塗装） ○ 建築工事（フェンス） ○ 機械設備工事（プラント） ○ 電気設備工事（プラント） ○ 建築機械設備工事（下水道用建築設備） ○ 建築電気設備工事（下水道用建築設備）			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・ｄ	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・ｅ

（様式３）

１－⑤－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質

土木工事</td><td>□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。</td><td>□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。</td><td>□ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、品質管理項目がない工事。</td><td>□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>品質管理の測定値が10点以上ある場合、測定値の規格値に対する、ばらつきを基に判定する。</td><td colspan="3">●土木で複数選択した場合の工種名

○ａ 品質測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内である。
○ｂ 品質測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内である。
○ｃ 品質測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、品質管理項目がない工事。
○ｄ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
○ｅ 契約書18条に基づき、監督職員が改善請求を行った。

※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会、試験結果等を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td><td>□監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・ｄ</td><td>□契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・ｅ</td></tr>
<tr><td>品質の測定箇所数等が少量（10点未満）で、その測定値のばらつきだけでの確認では不十分な工事については、「評価対象項目」で評価する。</td><td colspan="3">「評価対象項目」
□□ 品質管理方法が施工計画書に明確に定められている。
□□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□□ 材料の品質証明が適切である。
□□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０％以上・・・・・・・・ａ
評価値が８０％以上９０％未満・・・ ｂ
評価値が６０％以上８０％未満・・・ ｃ
評価値が６０％未満・・・・・・・・ｄ

①　該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築工事（新築） 新築住宅 住戸改善 耐震改修	「評価対象項目」 （躯体工事） □□ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □□ 材料の品質証明が適切である。 □□ コンクリートの配合計画書により管理が適切に行われている。 □□ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認されている。 □□ 型枠・支保工の取外しが適切に管理されている。 □□ 鉄筋の加工・組立てが適正であることが確認できる。 □□ 鉄筋の圧接作業員の技量が確認でき、圧接部の非破壊検査が合格している。 □□ 鉄骨の加工工場が仕様書を満足している。 □□ 鉄骨の加工・組立てが適正であることが確認できる。 □□ 鉄鋼角溶接作業員の技量確認が行われており、溶接部の非破壊検査が合格している。 □□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ その他（　　） （仕上工事） □□ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □□ 材料の品質証明が適切である。 □□ 指定された性能試験等が行われ、基準を満足している。 □□ 責任施工にかかる保証書が提出されている。 □□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

１－⑤－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（改修）

住戸内改修
台所改修
防水改修</td><td colspan="3">「評価対象項目」

□□ 品質管理方法が明確である。
□□ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
□□ 材料の品質証明が適切である。
□□ 責任施工にかかる保証書が提出されている。
□□ 受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□□ 品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－４

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>電気設備工事
（建築）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
（機材）
□ □ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ その他（　　）
（施工）
□ □ 品質計画による品質管理記録が整備されている。
□ □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□ □ 機器類の据付・取付け等、現場施工の状態が適切である。
□ □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。
□ □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
□ □ 不可視部分の写真記録が適切である。
□ □ 法令、安全、維持管理等に関わる手直し事項が少ない。
□ □ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－５

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	給排水衛生冷暖房工事	「評価対象項目」 （機材） □□ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ その他（　　） （施工） □□ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 □□ 機器類の据付・取付け等、現場施工の状態が適切である。 □□ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 □□ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ 法令、安全、維持管理に関わる手直し事項が少ない。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

１－⑤－６

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（畳）</td><td colspan="3">「評価対象項目」
（機材）
□□ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規格証明書が整備されている。
□□ 仕様書に記載されている品質表示が確認できる。
□□ 施工の品質・形状が適切で良好である。
□□ 畳の厚さが均一である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記該当があれば・・・d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－７

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築工事（解体）	「評価対象項目」 □ □ 分別、再資源化を適切に実施している。 □ □ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 □ □ 廃棄物の処理が適切である。 □ □ 受注者の管理記録が整備されている。 □ □ 不可視部分の写真記録が適正である。 □ □ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば…d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば…e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

1－⑤－8

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築工事（塗装）	「評価対象項目」 □□ 品質管理記録が整理されている。（塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）） □□ 品質管理についての工事記録写真が整理されている。（ケレンが入念に実施されていることが確認できる。） □□ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 □□ 塗料を使用前に撹拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 □□ 塗膜に有害な付着物がない。 □□ 塗料の必要量が確認でき、充缶及び空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 □□ 足場の施工と管理を適切に行っている。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば…d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば…e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－⑤－９

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅱ．品質</td><td>□ 品質管理が適切である。</td><td>□ 品質管理がほぼ適切である。</td><td>□ 他の項目に該当しない。</td><td>□ 品質がやや不備である。</td><td>□ 品質が不備である。</td></tr>
<tr><td>建築工事
（フェンス）</td><td colspan="3">「評価対象項目」

□□ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□□ 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□□ 品質・形状が適切で良好な施工である。
□□ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。
□□ 構造物側面の埋め戻しについては、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
□□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□□ その他（　　）

評価値が９０%以上・・・・・・・・・a
評価値が８０%以上９０%未満・・・ b
評価値が６０%以上８０%未満・・・ c
評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

該当項目があれば…d</td><td>□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。

該当項目があれば…e</td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－10

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	機械設備工事（プラント）	「評価対象項目」 □□ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □□ 設備の機能及び性能を承諾図面のとおり確保している。 □□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図面として提出している。 □□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □□ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □□ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □□ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図面のとおり配置し、操作性に優れている。 □□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図面のとおり機能している。 □□ 小配管、電気配線・配管が承諾図面のとおり敷設している。 □□ 設備の取扱説明書を工夫している。 □□ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □□ 機器に運転上必要な案内注意表示（ＰＬ法等）があり、計器類は現場盤ならびに管理導線上から確認できる。 □□ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 □□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 □□ バルブ類の平常の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 □□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 □□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □□ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。 □□ 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

1－⑤－11

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	電気設備工事（プラント）	「評価対象項目」 □□ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 □□ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 □□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □□ 操作スイッチや表示灯が承諾図面のとおり配置され、操作性に優れている。 □□ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 □□ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 □□ 操作制御設備関係の機能及び性能が、仕様書を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □□ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 □□ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 □□ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 □□ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 □□ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 □□ 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。 □□ 機器据付等、現場施工の状態が良好である。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

1－⑤－12

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築機械 設備工事 （下水道用建築設備）	「評価対象項目」 □□ 機器の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ 当該工事の内容に対応した施工管理計画（対象項目等の明示）を作成している。 □□ 品質施工計画書による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質及び形状が的確で良好な施工である。 □□ 機器類の据付け・取付け等・現場施工の状況が適切である。 □□ 施工中及び施工完了時の試験及び記録が適切である。 □□ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－⑤－13

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
	建築電気 設備工事 （下水道用建築設備）	「評価対象項目」 □□ 機材の品質及び形状が、書面等により確認でき、設計図書を満足している。 □□ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □□ 品質施工計画書による品質管理記録が整備されている。 □□ 施工の品質及び形状が的確で良好な施工である。 □□ 機器類の据付・取付け等、現場施工の状態が適切である。 □□ 施工中及び施工完了時の試験及び記録が適切である。 □□ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 □□ 不可視部分の写真記録が適切である。 □□ 法令、安全、維持管理等に関わる手直し事項が少ない。 □□ その他（　　） **評価値**が９０%以上・・・・・・・・・a **評価値**が８０%以上９０%未満・・・ b **評価値**が６０%以上８０%未満・・・ c **評価値**が６０%未満・・・・・・・・・d ① 該当「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば・・・d	□ 契約書第18条2,3項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・e

（様式３）

１－⑥

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（補助監督職員）

●下記の該当項目をチェック

考査項目	細別	１．創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	施工性	品質	安全性	作業環境	その他（項目記載）
５．創意工夫 【軽微なもの】	Ⅰ．創意工夫 キーワード評価 土木、建築工事 共通	●準備・後片づけ関係 □ １．測量・位置出しにおける工夫 □ ２．現地調査方法の工夫 □ ３．その他 理由：	□ □ □	□ □ □	□ □	□ □	□ □ □
		●施工関係 □ ４．施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ ５．コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫及び工事加工製品を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫。又は、リサイクルに対する積極的な取り組み。 □ ６．土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 □ ７．部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ ８．設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 □ ９．給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □ １０．照明・視界確保等の工夫 □ １１．仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 □ １２．運搬車両・施工機械等の工夫 □ １３．支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 □ １４．施工管理及び品質向上等の工夫 □ １５．建築工事でプレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 □ １６．建築工事で改修工事における仮設備の工夫 □ １７．その他 理由：	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		●品質関係 □ １８．集計ソフト等の活用と工夫 □ １９．土工関係、設備関係、電気関係の工夫 □ ２０．コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形・品質等） □ ２１．鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □ ２２．配筋・溶接作業等に関係する工夫 □ ２３．建築関係で躯体工事の品質管理の工夫 □ ２４．建築関係で材料の検査試験に関する工夫 □ ２５．建築関係で施工の検査試験に関する工夫 □ ２６．建築関係で品質試験方法の工夫 □ ２７．その他 理由：		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □			

		●安全衛生関係 □ ２８．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ ２９．安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 □ ３０．現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 □ ３１．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等等の工夫 □ ３２．供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 □ ３３．作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □ ３４．建築工事で苦渋作業等の作業環境低減等の工夫 □ ３５．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ ３６．その他 理由： **□ ３７．建災防等による建設従事者に対する安全衛生教育（該当があればチェック。）**	□ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □
		●施工管理関係 □ ３８．盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関係する工夫 □ ３９．建築工事で出来形管理等に関する工夫 □ ４０．施工計画書及び写真管理等の工夫（デジタル写真ソフトの活用等） □ ４１．出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫 □ ４２．ＣＡＤ、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 □ ４３．その他 理由：		□ □ □ □ □ □			
		●その他 □ ４４．その他 理由： □ ４５．その他 理由： □ ４６．その他 理由：	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □	□ □ □
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：○○ ・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・ 加点は＋７点～０点の範囲とする。 ・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・ １項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えても良い。	【創意工夫の詳細評価】				

※１．創意工夫においては、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※２．「２．施工状況」「３．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※３．創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※４．キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、担当部局課内での責任者による合議を原則として記述する。